第２２期 第３０回
佐賀県有明海区漁業調整委員会

日　時：令和６年４月２６日（金）
１４：００～
場　所：佐賀県水産会館「中会議室」
（佐賀市西与賀町厘外821番地の4）

～　次　　第　～

１　開　　会

２　議　　題

（１）佐賀県の有明海区における漁場計画（案）について（諮問）・・・・・　Ｐ１～14
（２）公聴会の開催について（協議）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P15
（３）令和６年度機船船びき網（あみ１そう船びき網）漁業の許可方針（案）
について（諮問）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P16～20
（４）委員会指示の適用除外について（協議）
１　佐賀県有明海漁業協同組合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P21～24
２　佐賀県立宇宙科学館・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P25～28
３　佐賀市上下水道局・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P29～44
４　鹿島市・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P45～59
（５）その他

３　閉　　会

水産第366号
令和6年4月25日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長　西久保　敏　　様

佐賀県知事　山口　祥義　佐賀県知事印

佐賀県有明海区における漁場計画の変更について（諮問）

令和５年９月１日付で免許した区画漁業権について、漁場計画（案）を別添のとおり定めたいので、漁業法（昭和２４年法律第２６７号）第６４条第８項の規定により貴委員会の意見を求めます。

なお、答申は令和６年５月３１日までに提出してください。

（担当：農林水産部水産課）

漁場計画内容（案）

（令和６年９月１日免許）

佐 賀 県 有 明 海 区

区　画　漁　業　権
（そ　の　１）

３　区画漁業

(1)　公 示 番 号　　別表第１のとおり

(2)　免許の内容たるべき事項

ア　漁業の種類　　第一種区画漁業

イ　漁業の名称　　別表１のとおり

ウ　漁業の時期　　９月１日から翌年４月３０日まで

エ　漁場の位置　　別表第１のとおり

オ　漁場の区域　　別表第１のとおり

カ　個別漁業権又は団体漁業権の別　別表第１のとおり

(3)　制限又は条件　別表第１のとおり

(4)　免許予定日　　令和６年９月１日

(5)　申 請 期 間　　令和６年６月１７日から令和６年７月１６日まで

(6)　関 係 地 区　　別表第１のとおり

備考

存 続 期 間　　令和６年９月１日から令和１０年８月３１日まで

別表第１

公示番号	漁業の名称	漁場の位置	漁場の区域	関係地区	個別漁業権又は団体漁業権の別	制限又は条件	備考
有区第1172号	のり養殖業	六角川みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア　北緯　33度10分14秒 東経　130度13分35秒 点イ　北緯　33度10分12秒 東経　130度13分40秒 点ウ　北緯　33度09分50秒 東経　130度13分30秒 点エ　北緯　33度09分52秒 東経　130度13分25秒	杵島郡白石町大字福富、福富下分及び八平	団体漁業権	(ｱ)　養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (ｲ)　養殖小間の大きさは、横３６メートル以上、縦５４メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅１．５メートル、長さ１８メートルの網ひび１０柵以下でなければならない。 (ｳ)　毎年４月３０日までに養殖施設を除去しなければならない。	旧有区第1172号拡大
有区第1173号	のり養殖業	六角川みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア　北緯　33度09分50秒 東経　130度13分20秒 点イ　北緯　33度09分48秒 東経　130度13分31秒 点ウ　北緯　33度09分18秒 東経　130度13分29秒 点エ　北緯　33度09分20秒 東経　130度13分16秒	杵島郡白石町大字福富、福富下分及び八平	団体漁業権	(ｱ)　養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (ｲ)　養殖小間の大きさは、横３６メートル以上、縦５４メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅１．５メートル、長さ１８メートルの網ひび１０柵以下でなければならない。 (ｳ)　毎年４月３０日までに養殖施設を除去しなければならない。	旧有区第1173号拡大
有区第1174号	のり養殖業	国営干拓福富工区地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア　北緯　33度09分18秒 東経　130度13分19秒 点イ　北緯　33度09分13秒 東経　130度13分19秒 点ウ　北緯　33度09分13秒 東経　130度13分29秒 点エ　北緯　33度08分56秒 東経　130度13分31秒 点オ　北緯　33度08分55秒 東経　130度13分05秒 点カ　北緯　33度09分11秒 東経　130度13分03秒	杵島郡白石町大字福富、福富下分及び八平	団体漁業権	(ｱ)　養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (ｲ)　養殖小間の大きさは、横３６メートル以上、縦５４メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅１．５メートル、長さ１８メートルの網ひび１０柵以下でなければならない。 (ｳ)　毎年４月３０日までに養殖施設を除去しなければならない。	旧有区第1174号拡大
有区第1191号	のり養殖業	国営干拓福富工区地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア　北緯　33度08分52秒 東経　130度13分02秒 点イ　北緯　33度08分32秒 東経　130度13分05秒 点ウ　北緯　33度08分31秒 東経　130度12分45秒 点エ　北緯　33度08分43秒 東経　130度12分43秒 点オ　北緯　33度08分44秒 東経　130度12分45秒 点カ　北緯　33度08分50秒 東経　130度12分44秒	杵島郡白石町大字福富、福富下分及び八平	団体漁業権	(ｱ)　養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (ｲ)　養殖小間の大きさは、横３６メートル以上、縦５４メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅１．５メートル、長さ１８メートルの網ひび１０柵以下でなければならない。 (ｳ)　毎年４月３０日までに養殖施設を除去しなければならない。	旧有区第1191号縮小
有区第1192号	のり養殖業	国営干拓福富工区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア　北緯　33度08分27秒 東経　130度13分05秒 点イ　北緯　33度08分08秒 東経　130度13分07秒 点ウ　北緯　33度08分06秒 東経　130度12分48秒 点エ　北緯　33度08分25秒 東経　130度12分45秒	杵島郡白石町大字福富、福富下分及び八平	団体漁業権	(ｱ)　養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (ｲ)　養殖小間の大きさは、横３６メートル以上、縦５４メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅１．５メートル、長さ１８メートルの網ひび１０柵以下でなければならない。 (ｳ)　毎年４月３０日までに養殖施設を除去しなければならない。	旧有区第1192号縮小
有区第1194号	のり養殖業 二枚貝養殖業	国営干拓福富工区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア　北緯　33度08分04秒 東経　130度12分54秒 点イ　北緯　33度07分43秒 東経　130度12分56秒 点ウ　北緯　33度07分42秒 東経　130度12分45秒 点エ　北緯　33度08分03秒 東経　130度12分43秒	佐賀市久保田町	団体漁業権	(ｱ)　のり養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (ｲ)　二枚貝養殖の方法は、垂下式養殖とする。 (ｳ)　養殖小間の大きさは、横３６メートル以上、縦５４メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅１．５メートル、長さ１８メートルの網ひび１０柵以下でなければならない。 (ｴ)　毎年４月３０日までに養殖施設を除去しなければならない。	旧有区第1194号魚種追加
有区第1195号	のり養殖業 二枚貝養殖業	国営干拓福富工区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア　北緯　33度07分37秒 東経　130度12分57秒 点イ　北緯　33度07分14秒 東経　130度12分59秒 点ウ　北緯　33度07分13秒 東経　130度12分49秒 点エ　北緯　33度07分36秒 東経　130度12分46秒	佐賀市久保田町	団体漁業権	(ｱ)　のり養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (ｲ)　二枚貝養殖の方法は、垂下式養殖とする。 (ｳ)　養殖小間の大きさは、横３６メートル以上、縦５４メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅１．５メートル、長さ１８メートルの網ひび１０柵以下でなければならない。 (ｴ)　毎年４月３０日までに養殖施設を除去しなければならない。	旧有区第1195号魚種追加

別表第１

公示番号	漁業の名称	漁場の位置	漁場の区域	関係地区	個別漁業権又は団体漁業権の別	制限又は条件	備考
有区第1203号	のり養殖業 二枚貝養殖業	国営干拓福富工区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア　北緯　33度08分03秒 東経　130度12分39秒 点イ　北緯　33度07分42秒 東経　130度12分42秒 点ウ　北緯　33度07分41秒 東経　130度12分35秒 点エ　北緯　33度08分02秒 東経　130度12分32秒	佐賀市久保田町	団体漁業権	(ｱ)　のり養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (ｲ)　二枚貝養殖の方法は、垂下式養殖とする。 (ｳ)　養殖小間の大きさは、横３６メートル以上、縦５４メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅１．５メートル、長さ１８メートルの網ひび１０柵以下でなければならない。 (ｴ)　毎年４月３０日までに養殖施設を除去しなければならない。	旧有区第1203号魚種追加
有区第1204号	のり養殖業 二枚貝養殖業	国営干拓福富工区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア　北緯　33度07分36秒 東経　130度12分43秒 点イ　北緯　33度07分13秒 東経　130度12分46秒 点ウ　北緯　33度07分13秒 東経　130度12分39秒 点エ　北緯　33度07分35秒 東経　130度12分36秒	佐賀市久保田町	団体漁業権	(ｱ)　のり養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (ｲ)　二枚貝養殖の方法は、垂下式養殖とする。 (ｳ)　養殖小間の大きさは、横３６メートル以上、縦５４メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅１．５メートル、長さ１８メートルの網ひび１０柵以下でなければならない。 (ｴ)　毎年４月３０日までに養殖施設を除去しなければならない。	旧有区第1204号魚種追加
有区第1213号	のり養殖業 二枚貝養殖業	国営干拓有明工区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア　北緯　33度07分34秒 東経　130度12分16秒 点イ　北緯　33度06分44秒 東経　130度12分41秒 点ウ　北緯　33度06分36秒 東経　130度12分19秒 点エ　北緯　33度07分26秒 東経　130度11分55秒	杵島郡白石町大字築切、遠江、福吉字福吉、福田字福田南及び横手字只江及び新拓	団体漁業権	(ｱ)　のり養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (ｲ)　二枚貝養殖の方法は、垂下式養殖とする。 (ｳ)　施設柵数は、3,740柵以下でなければならない。 (ｴ)　養殖小間の一小間当たりの施設柵数は、幅１．５メートル、長さ１８メートルの網ひび１０柵以下でなければならない。 (ｵ)　毎年４月３０日までに養殖施設を除去しなければならない。	旧有区第1213号魚種追加
有区第1234号	のり養殖業 二枚貝養殖業	国営干拓有明工区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア　北緯　33度06分31秒 東経　130度10分24秒 点イ　北緯　33度06分11秒 東経　130度11分09秒 点ウ　北緯　33度06分06秒 東経　130度10分58秒 点エ　北緯　33度06分23秒 東経　130度10分19秒	杵島郡白石町大字深浦	団体漁業権	(ｱ)　のり養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (ｲ)　二枚貝養殖の方法は、垂下式養殖とする。 (ｳ)　施設柵数は、1,300柵以下でなければならない。 (ｴ)　養殖小間の一小間当たりの施設柵数は、幅１．５メートル、長さ１８メートルの網ひび１０柵以下でなければならない。 (ｵ)　毎年４月３０日までに養殖施設を除去しなければならない。	旧有区第1234号魚種追加
有区第1246号	のり養殖業 二枚貝養殖業	塩田川と浜川の中間洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア　北緯　33度05分17秒 東経　130度10分41秒 点イ　北緯　33度04分46秒 東経　130度11分32秒 点ウ　北緯　33度04分28秒 東経　130度11分14秒 点エ　北緯　33度05分04秒 東経　130度10分27秒	鹿島市浜町	団体漁業権	(ｱ)　のり養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (ｲ)　二枚貝養殖の方法は、垂下式養殖とする。 (ｳ)　施設柵数は、3,713柵以下でなければならない。 (ｴ)　養殖小間の一小間当たりの施設柵数は、幅１．５メートル、長さ１８メートルの網ひび１０柵以下でなければならない。 (ｵ)　毎年４月３０日までに養殖施設を除去しなければならない。	旧有区第1246号移動 魚種追加
有区第1249号	のり養殖業 二枚貝養殖業	浜川みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア　北緯　33度05分03秒 東経　130度10分25秒 点イ　北緯　33度04分27秒 東経　130度11分12秒 点ウ　北緯　33度04分11秒 東経　130度10分55秒 点エ　北緯　33度04分48秒 東経　130度10分10秒	鹿島市浜町	団体漁業権	(ｱ)　のり養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (ｲ)　二枚貝養殖の方法は、垂下式養殖とする。 (ｳ)　施設柵数は、3,700柵以下でなければならない。 (ｴ)　養殖小間の一小間当たりの施設柵数は、幅１．５メートル、長さ１８メートルの網ひび１０柵以下でなければならない。 (ｵ)　毎年４月３０日までに養殖施設を除去しなければならない。	旧有区第1249号移動 魚種追加

別表第１

公示番号	漁業の名称	漁場の位置	漁場の区域	関係地区	個別漁業権又は団体漁業権の別	制限又は条件	備考
有区第1250号	のり養殖業	浜川みお筋	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア　北緯　33度05分28秒 東経　130度09分13秒 点イ　北緯　33度05分04秒 東経　130度09分42秒 点ウ　北緯　33度04分53秒 東経　130度09分30秒 点エ　北緯　33度05分06秒 東経　130度09分14秒 点オ　北緯　33度05分07秒 東経　130度09分16秒 点カ　北緯　33度05分12秒 東経　130度09分11秒 点キ　北緯　33度05分15秒 東経　130度09分14秒 点ク　北緯　33度05分18秒 東経　130度09分09秒 点ケ　北緯　33度05分20秒 東経　130度09分11秒 点コ　北緯　33度05分23秒 東経　130度09分10秒	鹿島市大字音成及び飯田	団体漁業権	(ｱ)　養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (ｲ)　施設柵数は、1,530柵以下でなければならない。 (ｳ)　養殖小間の一小間当たりの施設柵数は、幅１．５メートル、長さ１８メートルの網ひび１０柵以下でなければならない。 (ｴ)　毎年４月３０日までに養殖施設を除去しなければならない。	旧有区第1250号拡大
有区第1251号	のり養殖業 二枚貝養殖業	浜川みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア　北緯　33度05分02秒 東経　130度09分45秒 点イ　北緯　33度04分45秒 東経　130度10分07秒 点ウ　北緯　33度04分34秒 東経　130度09分55秒 点エ　北緯　33度04分51秒 東経　130度09分33秒	鹿島市大字音成及び飯田	団体漁業権	(ｱ)　のり養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (ｲ)　二枚貝養殖の方法は、垂下式養殖とする。 (ｳ)　のり養殖の施設柵数は、1,300柵以下でなければならない。 (ｴ)　のり養殖小間の一小間当たりの施設柵数は、幅１．５メートル、長さ１８メートルの網ひび１０柵以下でなければならない。 (ｵ)　毎年４月３０日までに養殖施設を除去しなければならない。	旧有区第1251号魚種追加
有区第1252号	のり養殖業	浜川みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア　北緯　33度04分41秒 東経　130度10分11秒 点イ　北緯　33度04分20秒 東経　130度10分37秒 点ウ　北緯　33度04分10秒 東経　130度10分25秒 点エ　北緯　33度04分30秒 東経　130度09分59秒	鹿島市大字音成及び飯田	団体漁業権	(ｱ)　養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (ｲ)　施設柵数は、1,820柵以下でなければならない。 (ｳ)　養殖小間の一小間当たりの施設柵数は、幅１．５メートル、長さ１８メートルの網ひび１０柵以下でなければならない。 (ｴ)　毎年４月３０日までに養殖施設を除去しなければならない。	旧有区第1252号拡大
有区第1254号	のり養殖業	浜川尻	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア　北緯　33度03分45秒 東経　130度11分05秒 点イ　北緯　33度03分40秒 東経　130度11分12秒 点ウ　北緯　33度03分35秒 東経　130度11分08秒 点エ　北緯　33度03分41秒 東経　130度11分01秒	鹿島市大字音成及び飯田	団体漁業権	(ｱ)　養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (ｲ)　施設柵数は、240柵以下でなければならない。 (ｳ)　養殖小間の一小間当たりの施設柵数は、幅１．５メートル、長さ１８メートルの網ひび１０柵以下でなければならない。 (ｴ)　毎年４月３０日までに養殖施設を除去しなければならない。	旧有区第1254号縮小
有区第1255号	のり養殖業	七浦地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア　北緯　33度04分50秒 東経　130度09分32秒 点イ　北緯　33度04分32秒 東経　130度09分53秒 点ウ　北緯　33度04分21秒 東経　130度09分41秒 点エ　北緯　33度04分33秒 東経　130度09分26秒 点オ　北緯　33度04分34秒 東経　130度09分27秒 点カ　北緯　33度04分37秒 東経　130度09分25秒 点キ　北緯　33度04分40秒 東経　130度09分28秒 点ク　北緯　33度04分43秒 東経　130度09分24秒	鹿島市大字音成及び飯田	団体漁業権	(ｱ)　養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (ｲ)　施設柵数は、1,050柵以下でなければならない。 (ｳ)　養殖小間の一小間当たりの施設柵数は、幅１．５メートル、長さ１８メートルの網ひび１０柵以下でなければならない。 (ｴ)　毎年４月３０日までに養殖施設を除去しなければならない。	旧有区第1255号拡大
有区第1256号	のり養殖業	七浦地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア　北緯　33度04分32秒 東経　130度09分53秒 点イ　北緯　33度04分08秒 東経　130度10分23秒 点ウ　北緯　33度03分57秒 東経　130度10分11秒 点エ　北緯　33度04分17秒 東経　130度09分45秒	鹿島市大字音成及び飯田	団体漁業権	(ｱ)　養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (ｲ)　施設柵数は、1,820柵以下でなければならない。 (ｳ)　養殖小間の一小間当たりの施設柵数は、幅１．５メートル、長さ１８メートルの網ひび１０柵以下でなければならない。 (ｴ)　毎年４月３０日までに養殖施設を除去しなければならない。	旧有区第1256号拡大
有区第1258号	のり養殖業	箱崎地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア　北緯　33度03分39秒 東経　130度10分59秒 点イ　北緯　33度03分31秒 東経　130度11分10秒 点ウ　北緯　33度03分20秒 東経　130度10分58秒 点エ　北緯　33度03分28秒 東経　130度10分47秒	鹿島市大字音成及び飯田	団体漁業権	(ｱ)　養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (ｲ)　施設柵数は、800柵以下でなければならない。 (ｳ)　養殖小間の一小間当たりの施設柵数は、幅１．５メートル、長さ１８メートルの網ひび１０柵以下でなければならない。 (ｴ)　毎年４月３０日までに養殖施設を除去しなければならない。	旧有区第1258号縮小

別表第１

公示番号	漁業の名称	漁場の位置	漁場の区域	関 係 地 区	個別漁業権又は団体漁業権の別	制限又は条件	備　　考
有区第1259号	のり養殖業	七浦地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア　北緯　33度04分14秒 東経　130度09分46秒 点イ　北緯　33度03分56秒 東経　130度10分09秒 点ウ　北緯　33度03分46秒 東経　130度09分59秒 点エ　北緯　33度04分05秒 東経　130度09分35秒	鹿島市大字音成及び飯田	団体漁業権	(ｱ)　養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (ｲ)　施設柵数は、1,220柵以下でなければならない。 (ｳ)　養殖小間の一小間当たりの施設柵数は、幅１．５メートル、長さ１８メートルの網ひび１０柵以下でなければならない。 (ｴ)　毎年４月３０日までに養殖施設を除去しなければならない。	旧有区第1259号拡大

区　画　漁　業　権
（そ　の　２）

５　区画漁業（その２）

(1)　公示番号　　別表第２のとおり

(2)　免許の内容たるべき事項

ア　漁業の種類　　第一種区画漁業

イ　漁業の名称　　かきひび建て養殖業

ウ　漁業の時期　　１月１日から１２月３１日まで

エ　漁場の位置　　別表第２のとおり

オ　漁場の区域　　別表第２のとおり

カ　個別漁業権又は団体漁業権の別　別表第２のとおり

(3)　制限又は条件　別表第２のとおり

(4)　免許予定日　　令和６年９月１日

(5)　申 請 期 間　　令和６年６月１７日から令和６年７月１６日まで

(6)　関 係 地 区　　別表第２のとおり

備考

存 続 期 間　　令和６年９月１日から令和１０年８月３１日まで

別表第２

公示番号	漁業の名称	漁場の位置	漁　場　の　区　域	関 係 地 区	個別漁業権又は団体漁業権の別	備　　考
有区第2015号	かきひび建て養殖業	本庄川みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア　北緯　33度10分58秒 東経　130度14分17秒 点イ　北緯　33度10分55秒 東経　130度14分22秒 点ウ　北緯　33度10分49秒 東経　130度14分21秒 点エ　北緯　33度10分50秒 東経　130度14分16秒	佐賀市久保田町	団体漁業権	新規漁業権

漁　場　計　画　図

区画漁業権漁業漁場計画（案）漁場図

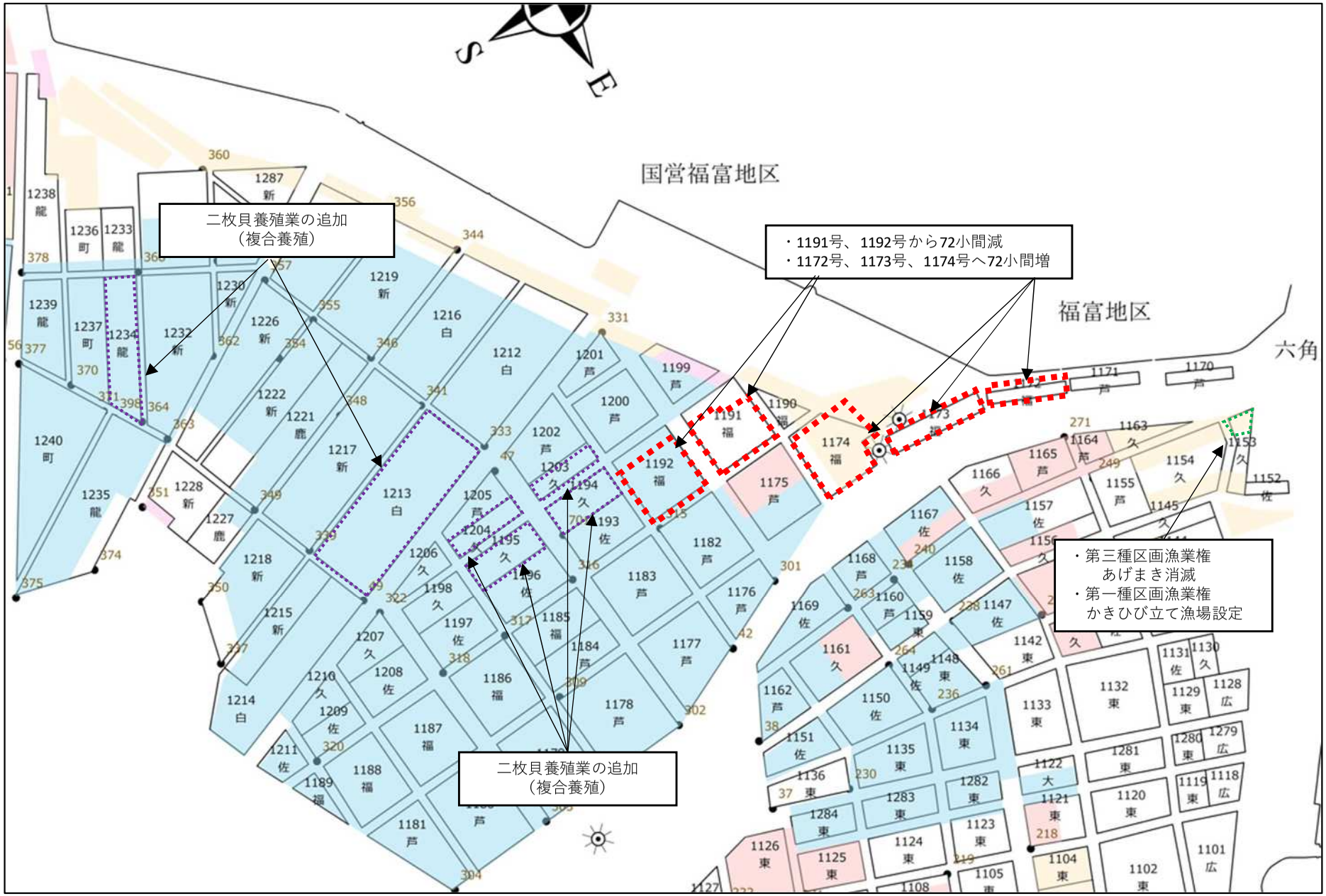

区画漁業権漁業漁場計画（案）漁場図

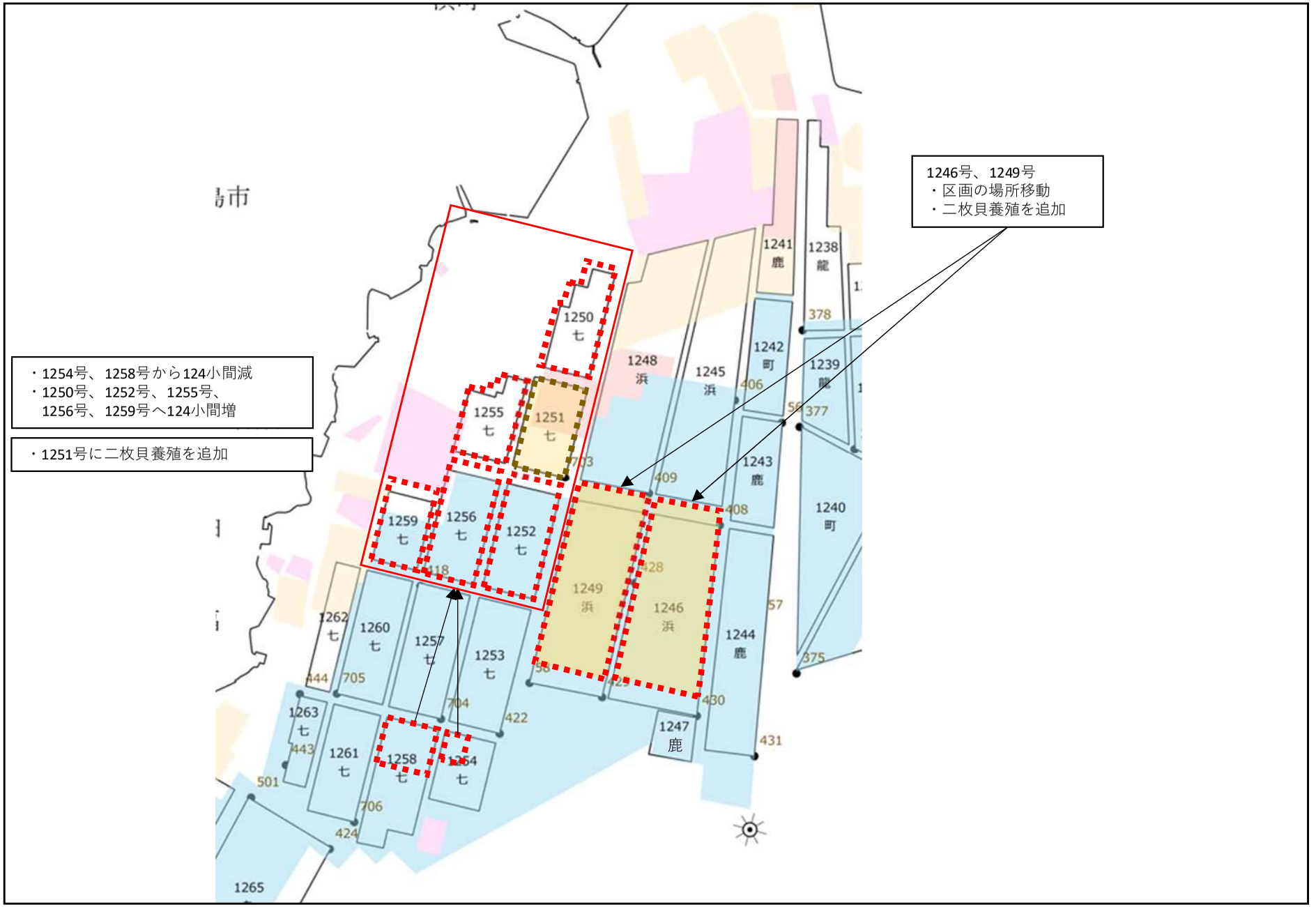

公　　示

漁業法（昭和２４年法律第２６７号）第６４条第５項の規定により、佐賀県有明海区における漁業の免許について、次のとおり公聴会を開催する。

令和６年５月　日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会　長　　西　久　保　　敏

１　日　時

令和６年５月〇日（〇）　〇〇：００～

２　場　所

佐賀市西与賀町厘外８２１番地の４
佐賀県水産会館　大会議室

３　議　事

区画漁業の免許に係る漁場の位置及び区域、漁業時期その他免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間並びに関係地区及び地元地区について

４　漁場計画の内容

佐賀県有明海区漁業調整委員会事務局（佐賀市城内一丁目１番５９号佐賀県農林水産部水産課内）において閲覧に供するほか、ホームページにおいて公開する。

５　公聴会において意見を述べようとする者（以下「公述者」という。）の範囲

(1) 漁業権者
(2) 入漁権者
(3) 漁業権漁業の経営者
(4) 漁業協同組合関係者
(5) その他利害関係のある者

６　公述者の注意事項

(1) 公述者は、あらかじめ発言内容の要旨等を文書で令和６年５月〇日（〇）までに佐賀県有明海区漁業調整委員会事務局に提出しなければならない。
(2) 公述者は、公聴会の期日に出席し、会長の許可を得て発言することができる。
(3) 公述者の代理人として発言する者は、代理人であることを証する書面を提出しなければならない。
(4) 公述者の発言は、その意見を聴こうとする事件の範囲を超えてはならない。

水産第331号
令和6年4月22日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長　西久保　敏　様

佐賀県知事　山口　祥義

令和６年度機船船びき網（あみ１そう船びき網）漁業の許可方針（案）について（諮問）

令和６年度における標記漁業の許可にあたり、別添のとおり許可方針を定めることについて、佐賀県漁業調整規則第１１条第３項、同条第５項及び第１５条第２項の規定により貴委員会の意見を求めます。

（担当：農林水産部水産課）

令和６年度機船船びき網（あみ１そう船びき網）漁業許可方針（案）

第１　制限措置

１　漁業種類

あみ１そう船びき網漁業

２　許可又は起業の認可をすべき船舶の数

１０隻

３　船舶の総トン数

１．５トン未満

４　推進機関の馬力数

制限なし

５　操業区域

佐賀県有明海

６　漁業時期

７月１５日から１１月３０日まで

７　漁業を営む者の資格

（１）　佐賀県において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者

（２）　佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者

（３）　佐賀県漁業調整規則（令和２年佐賀県規則第63号。以下「規則」という。）第１０条第１項各号のいずれにも該当しない者

（４）　適切な資源管理を実践できる者

（５）　漁業の生産力の向上に努めようとする者

（６）　過去１年間に漁業関係法令違反による司法処分を受けていない者

第２　許可の有効期間

令和６年７月１５日から令和６年１１月３０日まで

第３　申請すべき期間

１　申請すべき期間（以下「申請期間」という。）は、令和６年５月３１日から令和６年６月３０日までとする。

２　申請期間に到着し、受付けた申請の数（以下「受付数」という。）が、１０件に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。

３　令和６年１０月３１日までの期間において、受付数と申請期間の最終日時点で有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数（以下「合計数」という。）が１０件に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受付けたもののうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除

く。

４　合計数が１０件に到達した日以降から令和６年１０月３１日までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、新たな申請期間を追加する。申請期間は、規則第１１条第１項に基づく公示をした日から次の開庁日までとし、これ以降の申請期間の取扱いは、上記３に同じ。

第４　許可の基準

１　令和６年５月３１日から令和６年６月３０日における受付数が１０件を超える場合は、次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第９条第１項第２号に該当する場合は、この限りでない。

（１）　令和５年１１月３０日時点で当該知事許可漁業の許可を有していた者。ただし、当該順位の適用は、有していた許可件数の範囲までとする。

（２）　令和５年１１月３０日時点で当該知事許可漁業の許可を有していた者から、許可を受けていた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者

（３）　前回の許可の有効期間中に当該知事許可漁業の許可を有していた者

（４）　当該知事許可漁業以外の知事許可漁業の許可を有している者

（５）　上記（１）から（４）に該当しない者

２　令和６年６月３０日以降における合計数が１０件を超える場合は、最後に設定した申請期間に受付けた者を次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第９条第１項第２号に該当する場合は、この限りでない。

（１）　許可を受けた者から、その許可の有効期間中に、許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者

（２）　当該知事許可漁業の許可を有している者又は前回の許可の有効期間中に当該知事許可漁業の許可を有していた者

（３）　当該知事許可漁業以外の知事許可漁業の許可を有している者

（４）　上記（１）から（３）に該当しない者

第５　条件

１　次に掲げる海域以外で操業してはならない。

（１）　次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

ア　国営有明干拓福富工区南東端　　イ　住之江港導灯後灯

ウ　３１２号鋼管　　エ　３２９号鋼管

オ　３３２号鋼管　　カ　３５８号鋼管
キ　３６０号鋼管　　ク　３９６号鋼管
ケ　３６５号鋼管及び３９６号鋼管を結んだ線の延長線と国営有明干拓地区有明工区堤防との交点

（２）　５２０号鋼管、５０５号鋼管及び沖神瀬灯標を結んだ線の延長線以南の佐賀県有明海（農林水産大臣管轄漁場を除く。）

２　上記１（２）の海域については、第１種区画漁業権（のり養殖業）及び第３種区画漁業権（あげまき養殖業）漁場内で操業してはならない。

３　操業の際は、県が定める標旗を船舷上１．５メートル以上の高さに掲げなければならない。

あみ１そう船びき網漁業操業区域

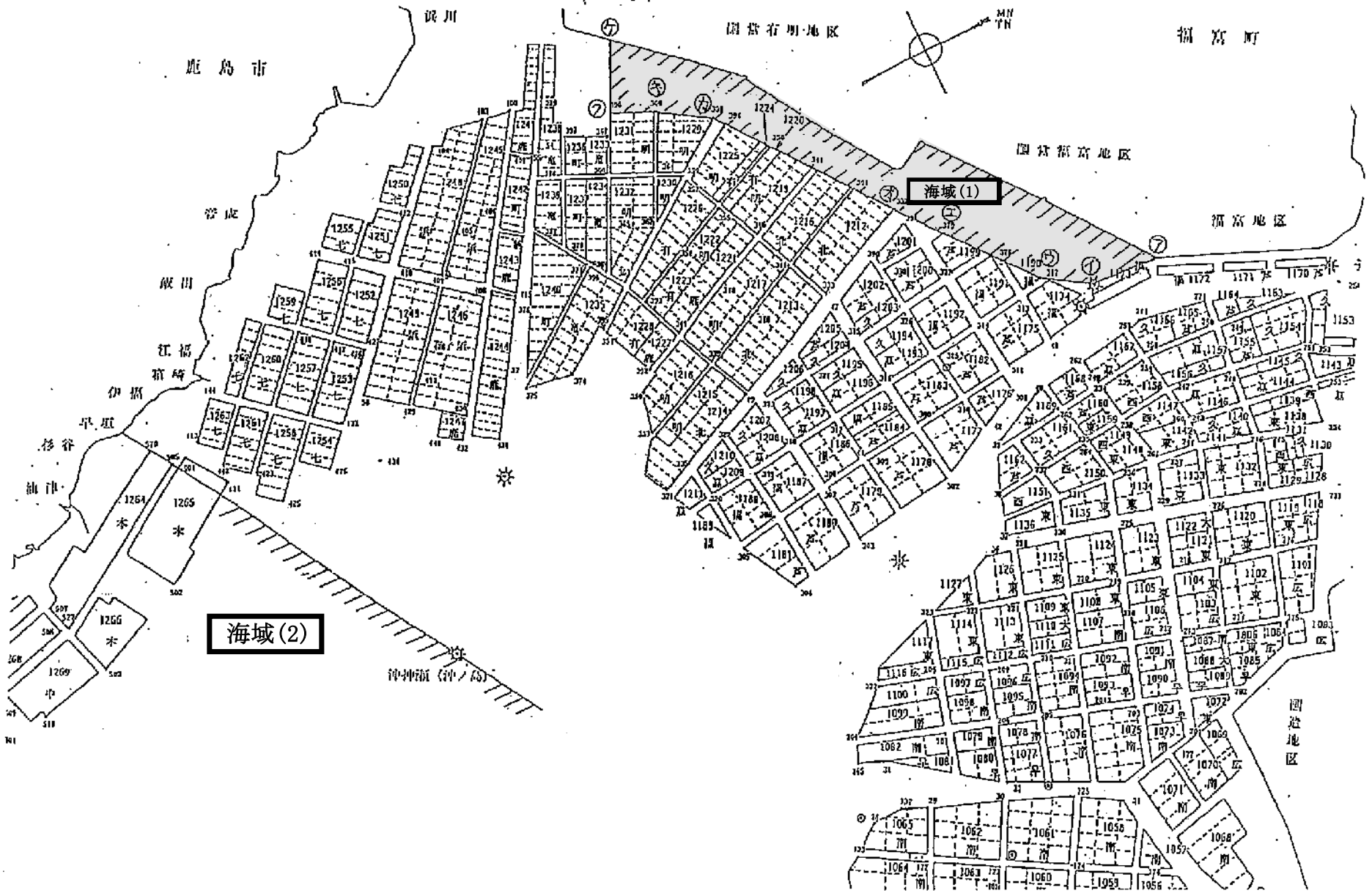

佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第６０号の適用除外申請書

佐有漁協指第３１号
令和６年４月１６日

佐賀県有明海区漁業調整委員会会長　様

佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長　西久保 敏

下記により佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第６０号の適用除外を受けたいので申請します。

記

１．適用除外の理由

有明海の特産種であるウミタケについて、ウミタケが生息している場所を中心に生息状況調査を予定している。本生息状況調査では、ウミタケの採捕を予定していることから、委員会指示の適用除外が必要である。

２．調査の目的

有明海の特産種であるウミタケについて、資源の適切かつ有効な資源利用を求められていることから、漁協にて詳細な調査を実施し、今年度の操業の可否、操業期間または委員会指示の要望の判断材料としたい。

３．調査の方法

簡易潜水器を用いてウミタケの調査・採捕を行い生息箇所・生息密度・個体の大きさを把握する。

４．採捕しようとする水産動植物の名称及び数量

ウミタケその他の底生生物　最大５００個体程度

５．適用除外の期間

令和６年５月１日から令和６年５月３日まで

６．調査操業計画

別紙のとおり

７．調査地点

佐賀県有明海区（農林水産大臣管轄漁場を除く）

令和6年度ウミタケ生息調査従事者一覧

（簡易潜水器）

	従事者	所属支所	住所
[redacted]			

使用船舶

	漁船登録番号	船名	トン数	馬力	推進機関	漁船所有者	潜水士
[redacted]							

令和６年度 ウミタケ生息状況調査実施要領

１．調査の目的　　有明海の特産種であるウミタケについて、詳細な生息状況調査を行うことで必要な情報を把握し、操業の可否判断材料とすることを目的とする。

２．調査の方法　　簡易潜水器を用いてウミタケの採捕を行い、生息箇所・生息個数・生息密度・個体の大きさの把握を行う。

３．調査年月日　　令和６年５月１日（１日間）　予備日：５月２日

４．調査時間　　午前８時３０分から午後１時まで（予定）
（午前８時芦刈桟橋集合、はがくれは戸ヶ里漁港より調査地点へ直行）

５．調査漁船　　簡易潜水器２隻
（漁協職員ならびにセンター職員各１名ずつ乗船予定）
（はがくれにて大詫間、南川副支所運営委員長同行予定）

６．調査海域　　佐賀県有明海区（漁場造成区およびR4、R5年度作澪箇所）
（別紙参照）

７．調査実施者への日当について
１隻１日あたり50,000円を日当傭船料として支払う。

佐賀県有明海海苔区画漁場図

（令和5年9月1日現在）

佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第５８号の適用除外申請書

令和６年 ４月 ２日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長　　西久保　敏　　様

住所　武雄市武雄町永島 16351
氏名　佐賀県立宇宙科学館
　　館長　　鈴木　明子

下記により適用除外を受けたいので申請します。

記

１　目的

佐賀県立宇宙科学館内の展示水槽において、観察及び学習のため有明海の生き物を展示している。このたび、ビゼンクラゲの展示を計画しており、適用除外の申請を行うものである。

２　適用除外を申請する委員会指示

佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第５８号

３　適用除外の期間

承認日から令和７年５月 31 日まで

４　採捕に従事する者の氏名および住所

氏名：[redacted]
住所：

５　使用船舶

船名	漁船登録番号	総トン数	推進機関の種類及び馬力数	所有者氏名
[redacted]				

6　採捕しようとする水産動物の名称及び数量
名称：ビゼンクラゲ
数量：適用除外の期間中上限　100個体
大きさ：傘幅20cm未満

7　採捕の区域
佐賀県有明海全域

8　使用漁具
アンコウ網

9　添付資料
・佐賀県有明海漁業組合発行　同意書（写し）
・展示水槽概略図

以上

[redacted]

ビゼンクラゲ展示水槽

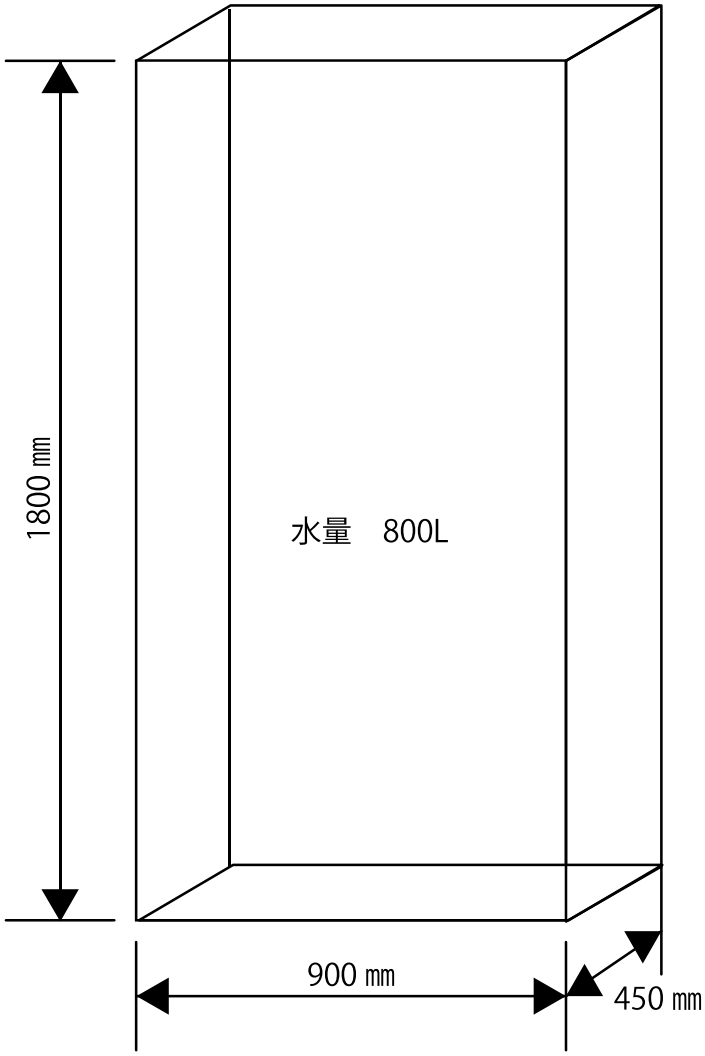

令和６年　３月22 日

同　意　書

佐賀県立宇宙科学館
館長　鈴木　明子　様

佐賀県佐賀市西与賀町大字厘外８２１番地４
佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長　西久保　敏

下記のことについて同意します。

記

１．採捕目的

佐賀県立宇宙科学館内の展示水槽において、観察及び学習のため有明海の生き物を展示している。ここで、ビゼンクラゲの展示を行いたいため。

２．採捕場所

有明海全域

３．採捕期間

同意を受けた日から令和７年５月３１日まで

佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第６０号、第６１号、第６２号、第６５号の適用除外申請書

佐賀県有明海区漁業調整委員会会長　様

住所　佐賀市若宮３丁目６番６０号
氏名　佐賀市上下水道局
佐賀市上下水道事業管理者　姉川　久

佐賀県有明海区漁業調整委員会指示の適用除外について（申請）

下記により適用除外を受けたいので申請します。
なお、当該委員会指示が継続となった際には、本申請をもって新しい委員会指示の適用除外申請として取り扱っていただきますようお願いします。

記

1　適用除外を申請する委員会指示
佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第６０号、第６１号、第６２号、第６５号

2　適用除外の目的・理由
「公共下水道終末処理場の排水の水質に関する協定第 7 条第 2 項」に基づく水質・底質調査のため

3　適用除外の期間
令和６年６月１日から令和７年３月３１日まで

4　調査を実施する者の住所及び氏名
[redacted]

5　調査に使用する船舶
（船名、漁船登録番号等、総トン数、推進機関の種類及び馬力数、所有者氏名）　別紙１参照

6　採捕しようとする水産動植物の名称及び数量　底生生物　約 1300g

7　調査方法
別紙２に示す測定点（No.1～No.7）において、６月及び１１月の大潮、小潮時に採水・採泥を行い、
水素イオン濃度、化学的酸素要求量、浮遊物質量、マクロベントス等を測定する。

8　調査区域
別紙２のとおり

別紙１

使用船舶一覧表

(1).名称	(2).漁船登録番号	(3).総トン数 船舶の長さ	(4).推進機関の種類 馬力数	(5)船舶所有者
[redacted]				

別紙2

観測地点

測点	場所
NO.1	終処理場付近
No. 2-1	本庄江河口
NO.3	本庄江川、嘉瀬川合流点
NO.4	〃 沖 (鉄柱No.45)
NO.5	〃 沖 (鉄柱No.43)
NO.6	東与賀 (鉄柱No.39)
NO.7	六角川 (鉄柱No.46)

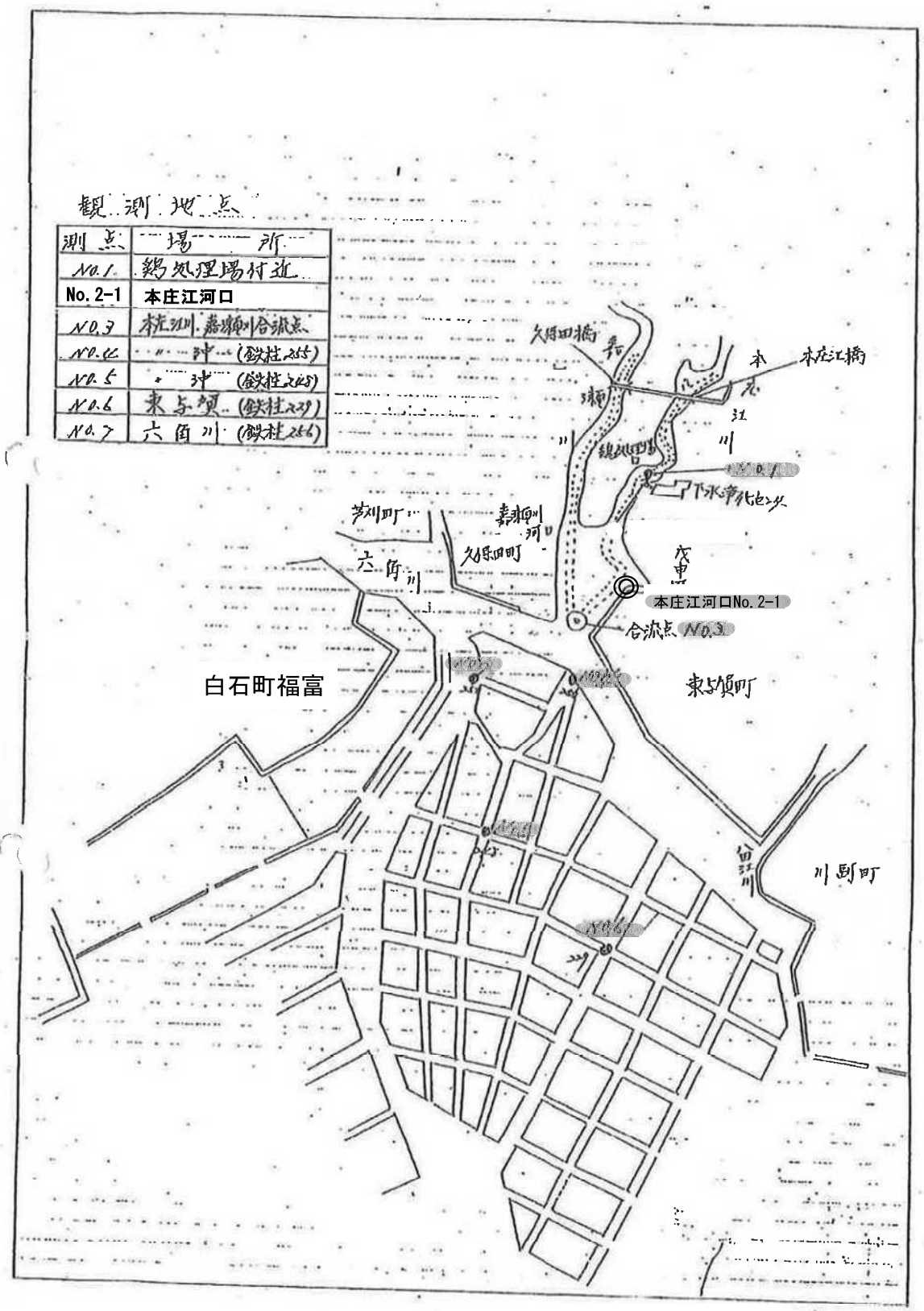

協　　定　　書

一字削除一字挿入

佐賀県有明海漁業協同組合連合会（以下「甲」という。）と佐賀市（以下「乙」という。）との間において，乙が佐賀市西与賀町に設置した公共下水道終末処理場（以下「処理場」という。）からの排水に関し，公害の防止，水産（特に海苔養殖）資源等を保護するため，次のとおり協定を締結する。

（目　　的）

第１条　この協定は，処理場からの排水に関し，処理場周辺の河川，海域における良好な漁業環境を保全し，水産資源の保護と漁業被害の未然防止を図るとともに，漁業被害の発生した場合の補償措置等を定めることを目的とする。

（関係法令の遵守等）

第２条　乙は，処理場からの排水の水質基準については，甲及びその傘下の漁業協同組合並びに組合員（以下「漁業関係者」という。）の漁業環境に悪影響を与えないよう関係法令等を遵守するとともに可能な限り法令及び本協定に定めた数値を更に低減させて，甲及び漁業関係者に被害を及ぼさないよう，万全の措置を講じなければならない。

（処理方法，規模等）

第３条　処理場施設の処理方法及び規模は，次のとおりとする。

(1)　処理方法　　標準活性汚泥法，汚泥＝嫌気性消化

(2)　規　　模　　処理人口　１５０,０００人　最大能力１日２１１.８２４トン

(3)　排水量　　１日　１０６,５００トン

(4)　放流口　　別紙図面のとおり

2　乙は，汚水処理技術の進歩に伴い積極的に施設の改善，技術の導入を行い，漁場環境の保全等のため，良好な水質の保全に努めなければならない。

（廃棄物の処理）

第4条　乙は，処理場の操業により発生する廃棄物等を河川，海域に流出するおそれのある場所に投棄又は埋立してはならない。

（処理場からの排水量の変更）

第5条　乙は，処理場に関する排水量の変更を行う場合，甲と事前に協議し，甲の同意を得なければならない。

（排水の水質）

第6条　乙は，放流口における排水の水質を別途甲乙協議の上定める基準値以下に保たなければならない。

（平常時における水質及び水量の測定，通知）

第7条　乙は，放流口における排水の水質及び水量並びに処理場周辺の河川，海域における水質等の調査，測定を乙の負担において行うものとし，その結果を速やかに文書にて，甲に通知しなければならない。

2　乙の行う調査，測定の時期，場所，内容等は，別途甲乙協議の上定める。

（異常時における水質等の調査，測定）

第8条　乙は，甲が海産物の品質，収獲量に異常を認めた場合で排水に起因すると判断されるときは，甲と協議の上，水質等の調査測定を行うとともに，甲に対し速やかにその結果を文書にて通知しなくてはならない。

（共同調査）

第９条　乙は，甲が処理場からの排水に起因して，問題があると認めた場合で，甲より調査，測定を共同して行う旨申出があり，また調査，測定に必要な資料の提出を要求されたときは，これに応じなければならない。

２　共同調査は，甲若しくは乙が，必要と認めた場合には学識経験者又は第三者によつて，調査，測定又は結果の評価検討を委託して行うことができる。

（費用の負担）

第10条　第８条及び第９条の調査に要する費用は，調査の都度，甲乙協議の上定めるものとする。

（放流の一時停止，施設の改善）

第11条　排水の水質が基準値を超え，その排水により処理場周辺の河川，海域の水産資源に被害を与えた場合，甲の要求により，乙は放流を一時停止し，速やかに施設の改善，その他必要な措置を講じなければならない。

２　前項の場合，乙は，排水の水質が，水質基準を超えるおそれがないことを確認したとき，甲の同意を得て放流を再開するものとする。

（立入調査）

第12条　甲又は，甲が指定する者が調査，測定のため施設内へ立入る旨申出があつた場合，乙はこれに同意し，調査に協力しなければならない。

（事故発生時の措置）

第13条　処理場の水処理に関する諸施設の故障，破損その他の事故が発生した場合，乙は直ちに放流を一時停めるなど臨機の処置を

講じ，その後の排水が，本協定で定める水量及び水質基準を超えるおそれのないことを確認した後，甲の同意を得て，放流を再開するものとする。

（苦情の対応及び説明会）

第14条　乙は，処理場からの排水に関し，甲より苦情の申出を受けた場合，誠意をもつて協議し，解決にあたらねばならない。

2　甲が，乙より通知された事項，又は処理場からの排水により発生した問題につき，乙の説明を求めた場合，乙は，直ちにこれに応じなければならない。

（連絡責任者）

第15条　甲及び乙は，連絡を円滑に処理するため，あらかじめ連絡責任者を定める。

（被害補償）

第16条　処理場からの排水に起因して，甲及び漁業関係者に損害が発生した場合，乙は誠意をもつて速やかに補償しなければならない。

2　処理場からの排水が，法令等又は，本協定で定めた水質基準等を現実に超えていた場合において，これがため海産物えの影響に関するマスコミ又は風評により，海産物の価格が低落又は販売不能となつた場合，乙は，甲との共同調査により協議算定した被害額を甲及び漁業関係者に補償しなければならない。この場合，乙は甲の意見を十分尊重しなければならない。

（因果関係の推定）

第17条　処理場からの排水の水質及び水量が法令等 又は 本協定に定めた水質基準及び水量を現実に超えていた場合において，これがため海産物えの影響に関するマスコミ又は風評があり，かつ，その直後海産物の価格低落又は販売不能があつた場合，そ

れはマスコミ又は風評により生じたものと推定する。

（協定の疑義，改定）

第18条　この協定に定める事項につき，改定すべき事由が生じたとき，又は，疑義が生じたとき，並びにこの協定に定めない事項につき，定める必要が生じたときは，甲乙協議の上，誠意をもつて解決する。

（協定の発効）

第19条　本協定は，締結の日より効力を発する。

本協定締結の証として，本書２通を作成し甲及び乙において署名捺印の上，それぞれ１通を保有する。

昭和５３年１１月１７日

甲　佐賀県有明海漁業協同組合連合会
会長理事　田中義

乙　佐賀市長　宮田虎雄

立会人　　佐賀県保健環境部長　佐藤一江

立会人　　佐賀県土木部長　別府卓

立会人　　佐賀県水産室長　志丸武

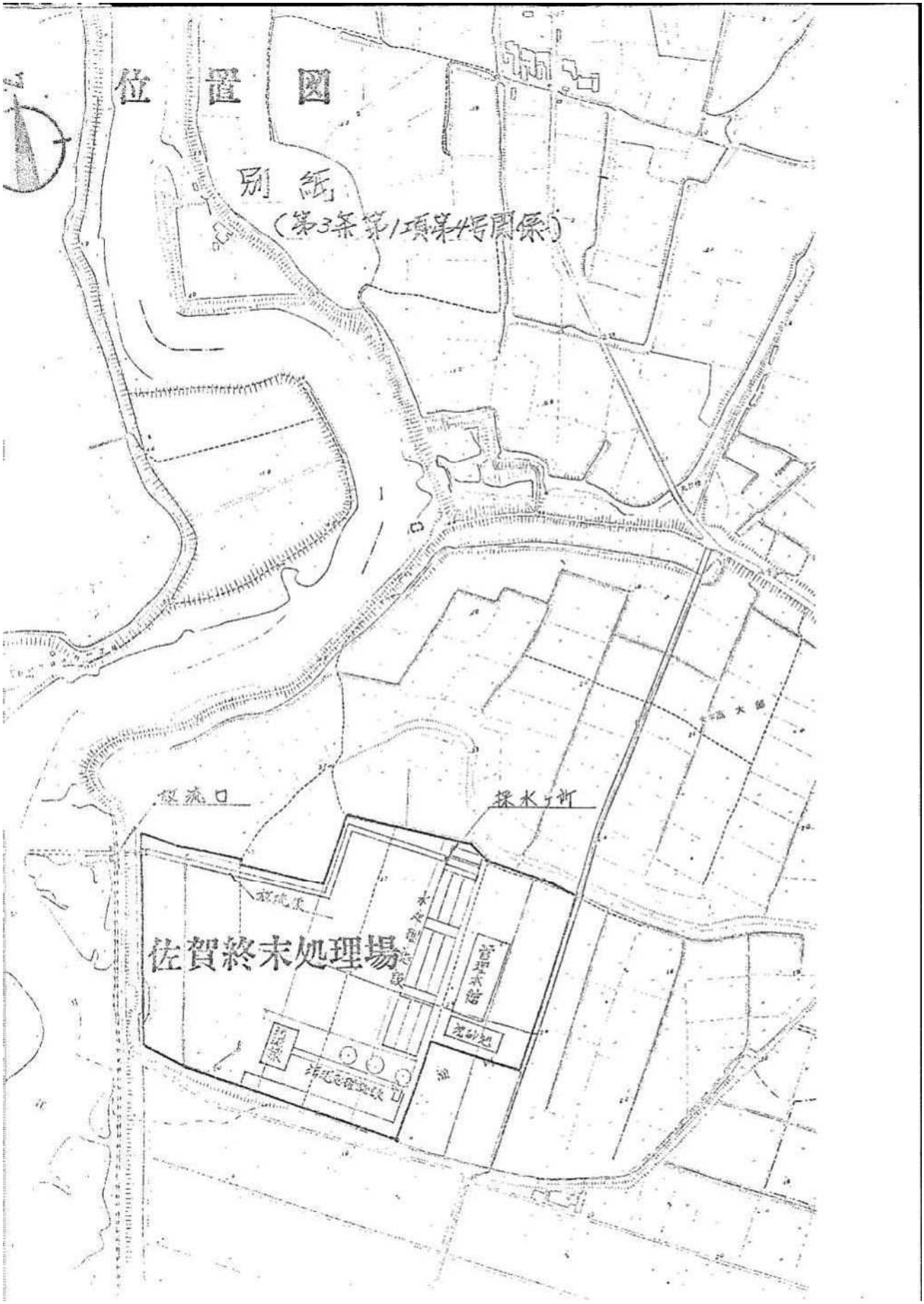
位置図
別紙
(第3条第1項第4号関係)
放流口
採水ヶ所
佐賀終末処理場
管理本館
沈砂池

協　　議　　書

佐賀県有明海漁業協同組合連合会と佐賀市との間において、昭和５３年１１月１７日締結した佐賀市西与賀町に設置した公共下水道終末処理場の排水の水質に関する協定第６条及び第７条第２項に基づき、第２期計画完了時までの排水の水質基準値、調査、測定の時期等を定める。

第１　排水の水質基準

（第６条関係）

(1)	水素イオン濃度（ＰＨ）	６．５～７．５
(2)	生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ）	２０ＰＰＭ以下
(3)	浮遊物物質量（ＳＳ）	４０ＰＰＭ以下
(4)	透視度	４０㎝以上
(5)	大腸菌群数	５００個／㎤以下
(6)	ＡＢＳ	０．２ＰＰＭ以下

第２　水質等の調査、測定

（第７条第２項関係）

(1)時　　期　　６月（大潮、小潮）１３時間観測

１１月（大潮、小潮）１３時間観測

ただし、協議により観測時間を変更することができる。

(2)場　　所　　本庄江沖　　別紙図面

ただし、協議により観測地点を増減することができる。

(3)内　　容　　水質調査、ＰＨ・ＣＯＤ・ＳＳ・ＣＬ・ＡＢＳ・ＴＮ・ＴＰ等

底質調査、ＰＨ・ＣＯＤ・灼熱減量・全硫化物・ＴＮ・ＴＰ等

(4)調査機関　　国または県等の専門調査機関等

(5)そ の 他　　放流口からの拡散調査、底棲生物相等

第３　水質調査検討委員会

甲及び乙は、前項の水質調査を検討するため「水質調査検討委員会」を設置するものとする。

２　前項の委員会の構成並びに運営については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

以上協議成立の証として本書２通を作成し、甲乙署名押印のうえ、各自保有する。

平成３年７月１日

甲　　佐賀県有明海漁業協同組合連合会
会長理事　山崎 龍馬

乙　　佐賀市長　西村正俊

（別紙）

（別紙）

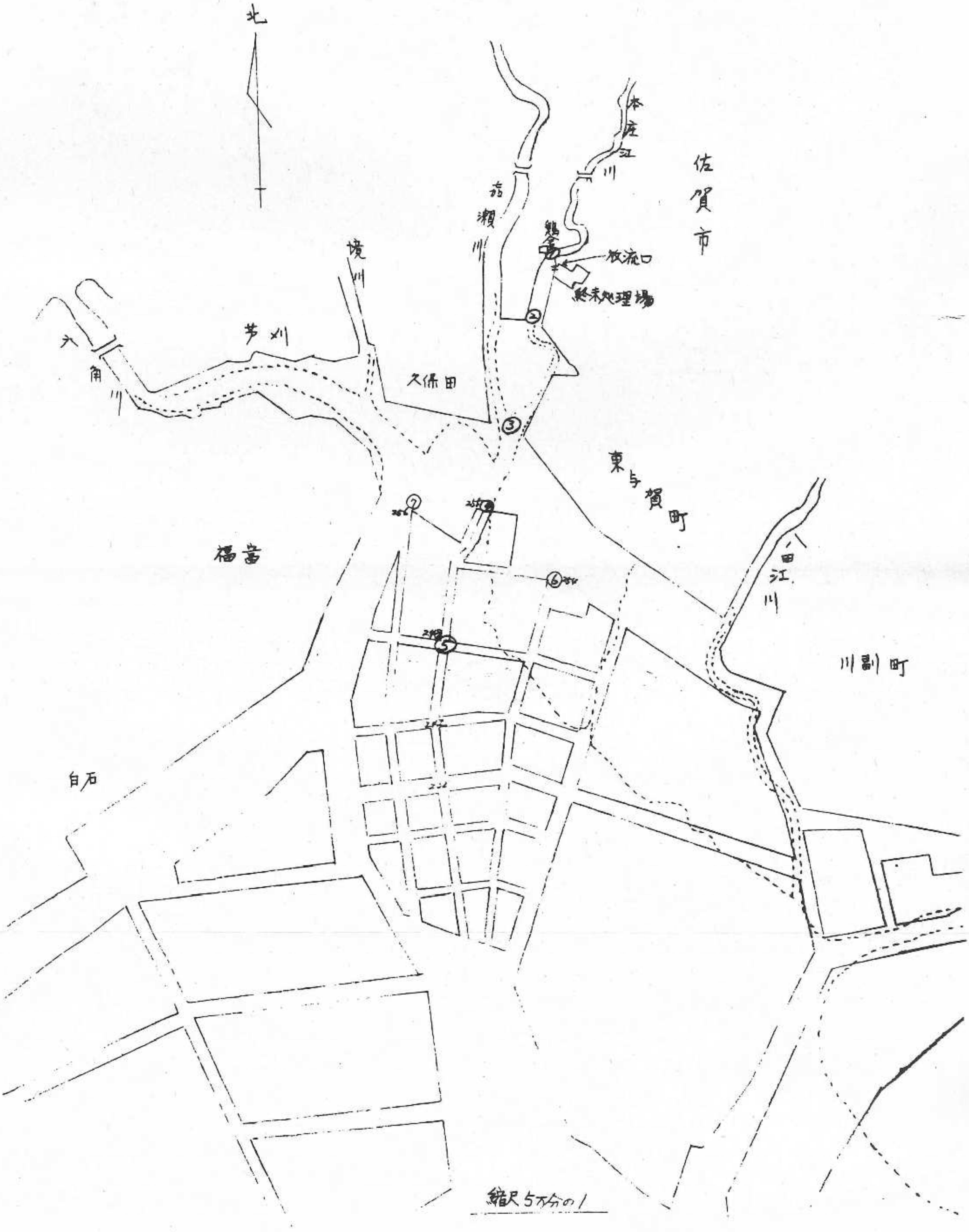

北
本庄江川
佐賀市
嘉瀬川
境川
芦刈
六角川
放流口
終末処理場
久保田
東与賀町
福富
八田江川
川副町
白石
縮尺5万分の1

令和 5 年 4 月 20 日

同　意　書

佐賀市上下水道事業管理者　様

佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長　西久保　敏

令和５年４月１９日付け佐水下施第２１号で提出されたこのことについては、下記のとおり同意します。

記

1　「協議書第２（２）場　所」について、別紙図面の観測地点②を②－1に変更する。

2　協議書の修正は行わず、本同意書をもって変更したものとみなす。

（別紙）

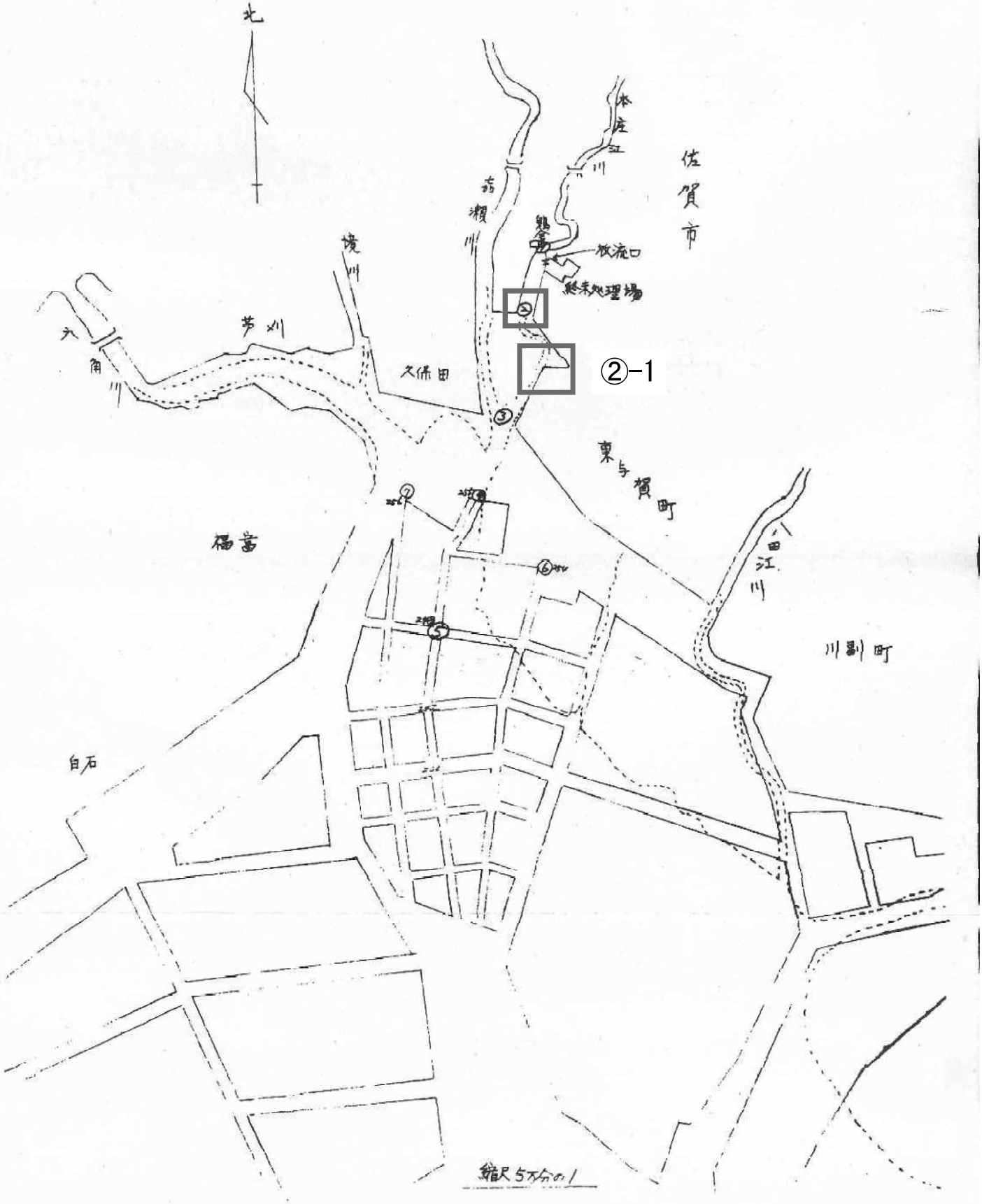
北
本庄江川
高瀬川
佐賀市
境川
放流口
終末処理場
六角川
芦刈
久保田
②-1
東与賀町
福富
田江川
川副町
白石
縮尺5万分の1

鹿市環下第７１号
令和６年４月１８日

佐賀県有明海区漁業調整委員会指示の適用除外申請書

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長　西久保　敏　様

住所　佐賀県鹿島市大字納富分2643-1
氏名　鹿島市長　松尾　勝利　鹿島市之印

佐賀県有明海区漁業調整委員会指示の適用除外について（申請）

下記により適用除外を受けたいので申請します。なお、当該委員会指示が同様の内容により指示期間の延長をされた場合には、本申請をもって新しい委員会指示の適用除外申請として取り扱っていただき、今回の承認をもって、新しい委員会指示の適用除外申請も承認されたこととして取り扱っていただきますようお願いします。

記

1　適用除外を申請する委員会指示
佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第６０号、第６１号及び第６５号

2　適用除外の目的・理由
佐賀県有明海漁業協同組合との協定（鹿島市公共下水道『鹿島市浄化センター』からの排水等に関する協定書）に基づき、年２回の水質等の調査・測定を実施するため

3　適用除外の期間
大潮時調査：令和６年５月２２日（予備日６月６日）
小潮時調査：令和６年８月１２日（予備日８月２７日）

4　調査を実施する者の住所及び氏名

別紙１　鹿島市浄化センター周辺海域環境調査　人員配置表のとおり

調査業務受託者：佐賀市光一丁目１番２号　一般財団法人 佐賀県環境科学検査協会

5　調査に使用する船舶

（船名、漁船登録番号等、総トン数、推進機関の種類及び馬力数、所有者氏名）

別紙２　調査に使用する船舶一覧表のとおり

6　採捕しようとする水産動植物の名称及び数量

各調査地点の底生生物（各調査地点で約５kgの採泥を行い、底生生物の確認を行う）

7　調査方法

柄杓を使用して、各調査地点で約 5 kgの採泥を行い、生息している底生生物を確認する

8　調査区域

別紙３　調査地点位置図のとおり（調査：６地点）

（別紙１）

鹿島市浄化センター周辺海域環境調査　人員配置表

調査地点	調査船			佐賀県環境科学検査協会	備　考
	船　　名	所　有　者　名	操　船　者　名	（調査員氏名）	
[redacted]					

・調査に同行予定の鹿島市下水道課職員（下記より１～２名が同行）

[redacted]

（別紙２）

調査に使用する船舶一覧表

調査地点	船　　名	漁船登録番号	総トン数	推進機関の種類及び馬力数	所　有　者　名	操　船　者　名	調査員氏名
[redacted]							

（別紙３）

調査位置図

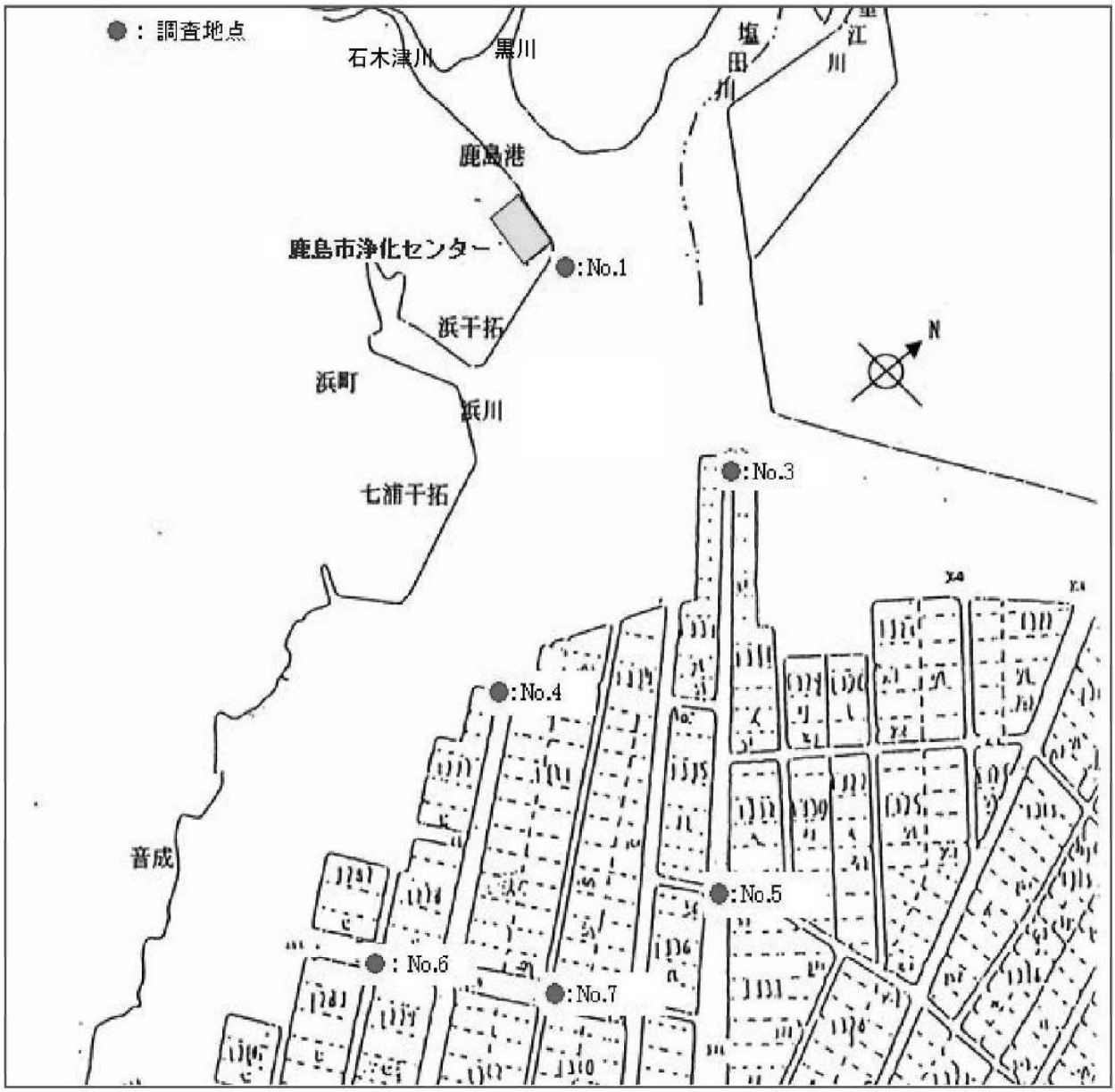

図-1　調査位置図

鹿島市公共下水道『鹿島市浄化センター』からの
排水等に関する協定書

佐賀県有明海漁業協同組合連合会（以下「甲」という。）と鹿島市（以下「乙」という。）との間において、乙が鹿島市浜町字協和篭地内に設置する公共下水道終末処理場「鹿島市浄化センター」（以下「センター」という。）からの排水等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、センターからの排水等に関し、センター周辺の河川、海域における良好な漁業環境を保全し、水産資源の保護と漁業被害の未然防止を図るとともに、漁業被害が発生した場合の補償措置等を定めることを目的とする。

（関係法令の遵守等）

第２条　乙は、センターからの排水の水質基準については、甲及びその傘下の漁業協同組合並びに組合員（以下「漁業関係者」という。）の漁業環境に悪影響を与えないよう関係法令等を遵守するとともに可能な限り法令及びこの協定に定めた数値を更に低減させて、甲及び漁業関係者に被害を及ぼさないよう、万全の措置を講じなければならない。

（処理方法、規模等）

第３条　センター施設の処理方法及び規模は、次のとおりとする。

(1) 処理方法	水処理	標準活性汚泥法
	汚泥処理	嫌気性消化法
(2) 規　模	処理人口	32,700人
	最大能力	29,100㎥/日
(3) 排水量	25,200㎥/日	
(4) 放流口	別紙図面のとおり	

2　乙は、汚水処理技術の進歩に伴い積極的に施設の改善、技術の導入を行い、漁場環境の保全等のため良好な水質の保全に努めなければならない。

（廃棄物の処理）

第４条　乙は、センターの操業により発生する廃棄物等を河川、海域に流出するおそれのある場所に投棄又は埋立てしてはならない。

（センターからの排水量の変更）

第５条　乙は、センターからの排水量の変更を行う場合は、甲と事前に協議し、甲の同意を得なければならない。

（排水の水質）

第６条　乙は、放流口における排水の水質を別途、甲・乙協議のうえ定める基準値以下に保たなければならない。

（平常時における水質等の調査・測定及び報告）

第７条　乙は、放流口における排水の水質及び水量並びにセンター周辺の河川、海域における水質等の調査・測定を乙の負担において行うものとし、その結果を速やかに文書で、甲に報告しなければならない。

2　乙の行う調査・測定の時期、場所、内容等は、別途甲・乙協議のうえ定める。

（異常時における水質等の調査・測定及び報告）

第８条　乙は、甲が海産物の品質、収穫量に異常を認め、それが排水に起因すると判断されるときは、甲と協議のうえ、水質等の調査・測定を行うとともに、その結果を速やかに文書で、甲に報告しなければならない。

（共同調査）

第９条　乙は、甲がセンターからの排水に起因して問題があると認めた場合で、甲より調査・測定を共同して行う旨申し出があり、また調査・測

定に必要な資料の提出を要求されたときは、これに応じなければならない。

2　共同調査は、甲若しくは乙が、必要と認めた場合には学識経験者又は第三者によって調査・測定、又は結果の評価検討を委託して行うことができる。

（費用の負担）

第１０条　第8条及び第9条に規定する調査に要する費用の負担については、調査の都度、甲・乙協議のうえ定めるものとする。

（放流の一時停止、施設の改善）

第１１条　排水の水質が基準値を超え、その排水によりセンター周辺の河川、海域の水産資源に被害を与えた場合、甲の要求により、乙は放流を一時停止し、速やかに施設の改善、その他必要な措置を講じなければならない。

2　前項の場合、乙は、排水の水質が、水質基準を超えるおそれがないことを確認したとき、甲の同意を得て放流を再開するものとする。

（立入調査）

第１２条　甲、又は甲が指定する者が調査・測定のため施設内へ立ち入る旨申し出があった場合、乙はこれに同意し調査に協力しなければならない。

（事故発生時の措置）

第１３条　センターの水処理に関する諸施設の故障、破損、その他の事故が発生した場合、乙は直ちに放流を一時停止するなど臨機の措置を講じ、その後の排水が、この協定で定める水量及び水質基準を超えるおそれのないことを確認した後、甲の同意を得て放流を再開するものとする。

（苦情の対応及び説明会）

第１４条　乙は、センターからの排水に関し、甲より苦情の申し出を受け

た場合、誠意を持って協議し、解決に当たらねばならない。

2　甲が、乙より報告された事項、又はセンターからの排水により発生した問題につき、乙の説明を求めた場合、乙は直ちにこれに応じなければならない。

（連絡責任者）

第１５条　甲及び乙は、連絡を円滑に処理するため、あらかじめ連絡責任者を定める。

（被害補償）

第１６条　センターからの排水に起因して、甲及び漁業関係者に損害が発生した場合、乙は誠意をもって速やかに補償しなければならない。

2　センターからの排水が、法令等、又はこの協定に定めた水質基準等を現実に超えていた場合において、これがため海産物への影響に関するマスコミの報道又は風評により、海産物の価格が低落又は販売不能となった場合、乙は、甲との共同調査により協議算定した被害額を、甲及び漁業関係者に補償しなければならない。この場合、乙は甲の意見を十分尊重しなければならない。

（因果関係の推定）

第１７条　センターからの排水の水質及び水量が、法令等、又はこの協定に定めた水質基準及び水量を現実に超えていた場合において、これがため海産物への影響に関するマスコミの報道又は風評があり、かつ、その直後海産物の価格低落又は販売不能があった場合、それはマスコミの報道、又は風評により生じたものと推定する。

（協定の疑義、改定）

第１８条　この協定に定める事項につき、改定すべき事由が生じたとき、又は疑義が生じたとき、若しくはこの協定に定めがない事項につき、定める必要が生じたときは、甲・乙協議のうえ、誠意をもって解決する。

（協定の発効）

第１９条　この協定は、締結の日より効力を発する。

この協定締結の証として、協定書２通を作成し、甲及び乙において署名・捺印のうえ、それぞれ１通を保有する。

昭和62年12月　2日

甲　　佐賀県有明海漁業協同組合連合会

会　長　理　事　田中茂

乙　　鹿　島　市　長　馬場勝

協　　議　　書

佐賀県有明海漁業協同組合連合会と鹿島市との間において、昭和62年12月 2 日締結した鹿島市公共下水道「鹿島市浄化センター」からの排水等に関する協定書第６条及び第７条第２項の規定に基づき、次のとおり排水の水質基準値、調査・測定の時期等を定める。

第１．排水の水質基準

（第６条関係）

（１）水素イオン濃度(pH)	6.5以上~7.5以下
（２）化学的酸素要求量(COD)	20ppm以下
（３）浮遊物質量(SS)	40ppm以下
（４）透視度	40cm以上
（５）大腸菌群数	500個/cm³以下
（６）ＭＢＡＳ	0.2ppm以下

第２．水質等の調査・測定

（第７条第２項関係）

(1)　時期　　５月(大潮・小潮)　　１３時間観測

１０月(大潮・小潮)　　１３時間観測

ただし、協議により観測時間を変更することができる。

(2)　場所　　別紙図面のとおり

ただし、協議により観測地点を増減することができる。

(3)　内容

水質調査　　pH. COD. SS. CL. MBAS. TN. TP等

底質調査　　pH. COD. 強熱減量. 全硫化物. TN. TP等

(4)　調査機関　　国又は県等の専門調査機関等

(5)　その他　　放流口からの拡散調査、底生生物相等

第３条　水質調査検討委員会

甲及び乙は、前項の水質調査を検討するため「水質調査検討委員会」を設置するものとする。

２　前項の委員会の構成、及び運営については、甲・乙協議のうえ定めるものとする。

以上協議成立の証として本書２通を作成し、甲・乙署名捺印のうえそれぞれ１通を保有する。

昭和62年12月　2日

甲　佐賀県有明海漁業協同組合連合会

会　長　理　事

田中茂

乙　鹿　島　市　長

馬場勝

N. TP等

会」を

え定め

えそれ

別紙図面
第2条第1項第2号関係

凡例
◎ 観測地点

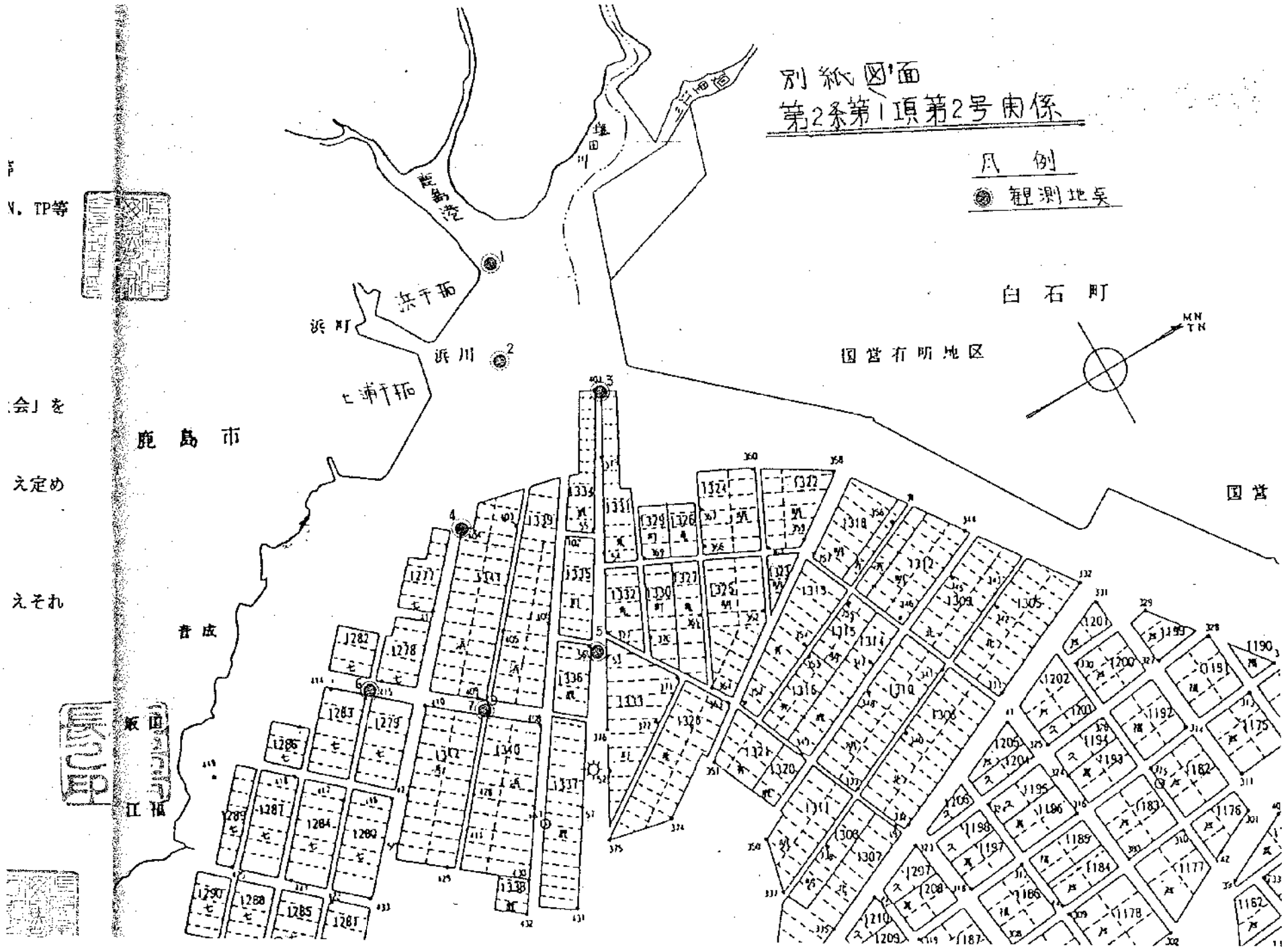

鹿島市公共下水道「鹿島市浄化センター」からの排水等に関する協議書の一部を改訂する協議書

鹿島市公共下水道「鹿島市浄化センター」からの排水等に関する協議書（昭和62年12月2日締結）第7条2項に基づき、協議書（同日締結、平成20年7月7日一部改定）のうち、第2（水質等の調査・測定）について、下記のとおり改定する。

第2. 水質等の調査・測定

（第7条第2項関係）

（1）時　期　　5月（大潮）　11時間観測
　　8月（小潮）　11時間観測
　　ただし、協議により観測時期・時間を変更することができる。
　　また、必要な場合は協議の上、更に他の時期にも水質等の調査・測定を実施する。

（2）場　所　　別紙図面のとおり
　　ただし、協議により観測地点を増減することができる。

（3）内　容　　水質調査　pH．COD．SS．CL．MBAS．TN．TP等
　　底質調査　pH．COD．強熱減量．全硫化物．TN．TP等

（4）調査期間　　国又は県等の専門調査機関等

（5）その他　　放流水からの拡散調査、底生生物相等

以上の協議成立の証として本書2通を作成し、甲・乙署名捺印のうえそれぞれ1通を保有する。

平成27年3月9日

甲　佐賀県有明海漁業協同組合
　　代表理事組合長　　徳永　重昭

乙　鹿島市長　　樋口　久俊
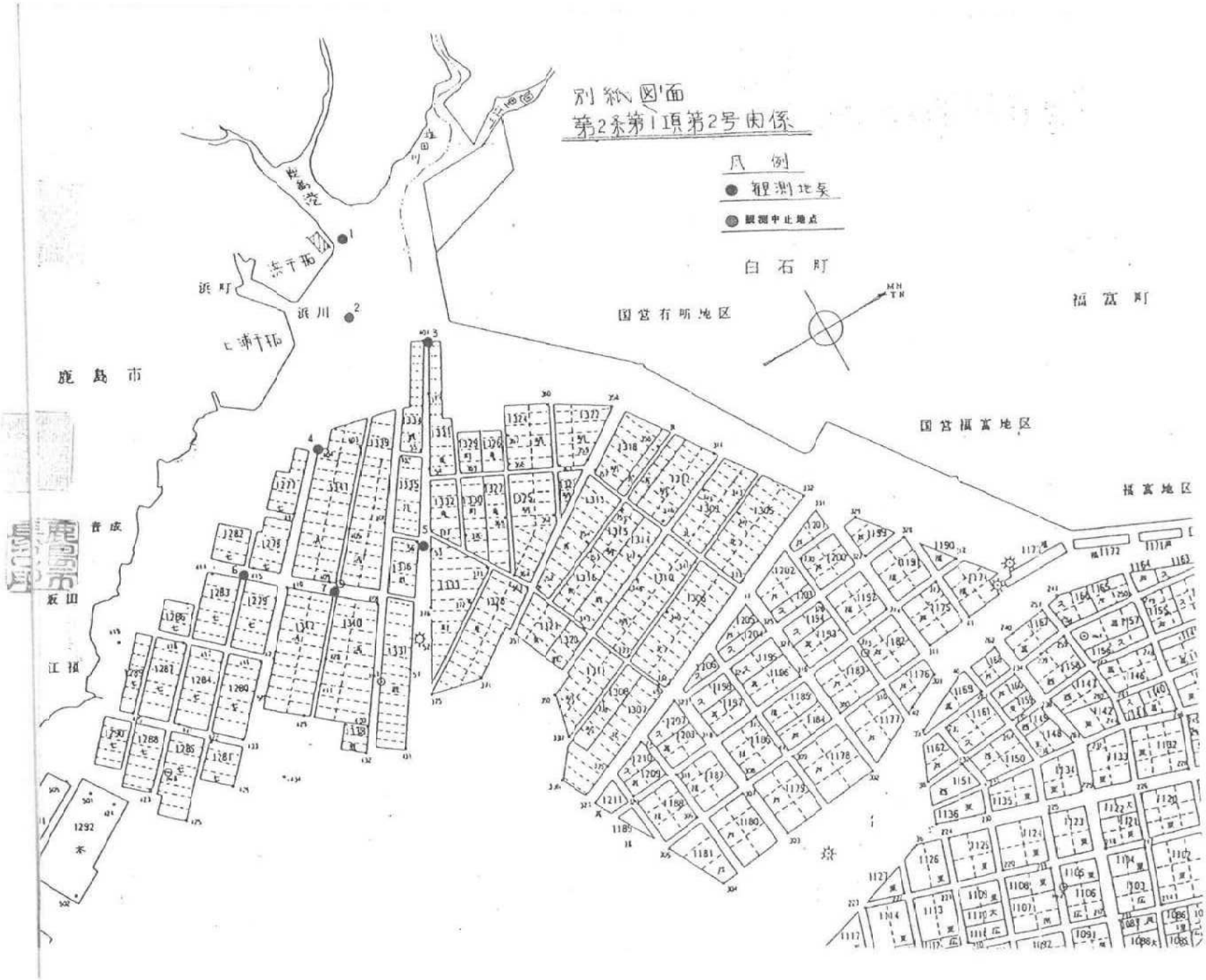
別紙図面
第2条第1項第2号関係